

がん等の疾病の治療や傷病等に伴い外見ケアが必要な方へ

令和7年度から  
大幅  
リニューアル!!

# 外見ケア用品の 購入費等を 助成します



港区では、がん等の疾病の治療や傷病等に伴い外見ケアが必要なみなさまの就労や社会生活を応援し、より良い療養生活となるよう、外見ケア用品の購入やレンタル費用の一部を助成します。

## 助成対象品

ウィッグ、帽子、胸部補整具、エピテーゼ等  
対象者が必要とするもの

## 申請に必要な書類

- ①港区がん患者等外見ケア用品購入費等助成金交付申請書  
(港区ホームページからダウンロードできます)
- ②外見ケアが必要であることがわかる書類  
(意見書またはお薬手帳、診療明細書等)
- ③領収書(購入した金額の明細がわかる書類)
- ④申請者及び対象者の本人確認書類の写し
- ⑤振込先口座が確認できる書類の写し

がん以外の方も対象になります!

## 助成を受けることができる方

港区民でがん等の疾病の治療や傷病等に伴い  
外見ケアが必要な方

上限3万円→10万円へ引き上げ!  
1人1回→1人2回へ!  
過去1回申請した方も追加申請可能!

## 助成金額

上限100,000円  
(対象者1人につき2回まで)

レンタル費用も対象になります!

## 申請期限

助成対象品を購入またはレンタルした日  
(領収書に記載の日付)の翌日から1年以内

## 申請方法

申請に必要な書類①～⑤を、郵送・窓口・  
電子のいずれかで申請してください。

## 問い合わせ先

みなと保健所健康推進課健康づくり係  
電話 03-6400-0083



ホームページは  
こちらから